

令和6年11月14日  
保健福祉政策部

## 障害者や高齢者に対する福祉緊急対応等の支援の強化について

### 1 主旨

平成12年の介護保険制度、平成15年の支援費制度により、高齢者や障害者の福祉サービスの利用が行政による措置から利用者の意思による契約による仕組みとなった。区としては、契約による福祉サービスの利用が困難な方に対して「福祉緊急対応事業※」という仕組みをつくり区民生活を支援してきた。一方、福祉緊急対応の仕組みについても、制度開始から20年を超え、対応することが難しい事象も生じてきた。これを踏まえ、現行の福祉緊急対応事業の拡充と併せて保健福祉センター職員のこれまで以上にスキルアップ等を行うことにより支援の強化を図る。

※「福祉緊急対応事業」とは、区内に居住する障害者や高齢者が福祉制度の利用に際し困難な状況に陥った場合に援助するために、区が緊急避難としての福祉対応（区の福祉対応としてのホームヘルプサービスの提供や、各法に基づく措置による障害福祉サービス、介護サービスの提供等）を行い、障害者や高齢者の生活の安寧を確保することを目的とした事業。

### 2 現状と課題

障害者や高齢者に対する福祉サービス利用が増加するなか、家族間の虐待、8050世帯、ひきこもり、ヘルパー等へのハラスメントなど、支援困難な方がいることが明らかになっており、多機関が連携して対応している。特に、本人や家族による支援拒否、不適切な言動（ハラスメントを含む）の繰り返し等があり、本人と民間事業者との契約に基づく福祉サービス利用に至らない、あるいは福祉サービスを円滑に利用できておらず、生活の質が低下していることがある。現行の制度では対応することが難しい世帯への支援が課題となっており、生活の質を確保しながら安定した生活を続けていけるよう支援を強化する必要がある。

### 3 課題解決に向けた取組み

法に基づく福祉サービスに至らない方や福祉サービスを円滑に利用できていない方を、サービス利用につなげるためには、短期的な支援ではなく本人と支援者との関係を構築するための一定程度継続した支援を行う必要がある。このような方への支援を行うため、現行の福祉緊急対応事業に基づくホームヘルプサービスを民間事業者の協力のもとサービス期間やヘルパー体制等を拡充するとともに、保健福祉センター職員のスキルアップ等を行い対応していく。

#### (1) 障害者等に係る福祉緊急対応事業によるホームヘルプサービスの拡充

##### ①現行の事業の概要

- ・区の福祉対応としての障害者へのホームヘルプサービス

法に基づくサービスの利用が困難な状況にある障害者を把握した場合に、訪問調査とケア

会議を行ったうえ、民間事業者への委託等により、原則として1か月の範囲内でホームヘルプサービス提供を行う。

・身体障害者福祉法等に基づく措置による障害福祉サービス等の提供

自身で支援法に規定する支給申請をすることが著しく困難であるなど、やむを得ない事由により、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを利用することが著しく困難な方に対して、措置により居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所など障害福祉サービス等の提供を行う。

②拡充後の事業内容（下線部分が拡充内容）

概要	生活（家事）援助や身体介護を基本として、見守りや傾聴、通院等の外出支援など、障害福祉サービスに含まれない支援に対応する。 <u>不適切な言動を繰り返す対象者の場合など、ヘルパー2名体制とする。</u>
サービス期間	<u>原則1か月～3か月</u> の範囲内。延長の必要があると認めるときは、その都度ケア会議（モニタリング会議）に諮り、当該期間を延長する。
支援目標	本人との信頼関係の構築や、モニタリング等により、生活環境の改善等が図られたと判断された場合、法のサービスに移行する。
ヘルパー報酬	障害者総合支援法に基づく「身体介護」単位数に各種加算を加えた額を参考にして <u>ヘルパー1名1時間あたりの単価を増額</u>
利用者負担	委託に要した費用ではなく、障害者総合支援法に基づき算定されるヘルパー1名あたりの報酬に基づき、1割を利用者負担とする。なお、障害者総合支援法の規定にならい非課税世帯や生活保護世帯は負担なし。

\* 65歳以上で介護保険制度を利用していない障害者などが制度の狭間に落ちることのないよう個々の状況に応じて対応する。

(2) 高齢者等に係る福祉緊急対応事業によるホームヘルプサービスの拡充

①現行の事業の概要

・区の福祉対応としての高齢者へのホームヘルプサービス

介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な状況にある高齢者を把握した場合に、訪問調査とケア会議を行ったうえ、原則として1か月の範囲内で民間事業者への委託等により、ホームヘルプサービス提供を行う。

・老人福祉法に基づく措置による介護サービスの提供

認知症などにより緊急支援が必要な場合や、養護者による虐待等を受けている場合と、やむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な者に対して措置により居宅サービス（ホームヘルプの「訪問介護」の他、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」）の提供を行う。

## ②拡充後の事業内容（下線部分が拡充内容）

概要	ホームヘルパー派遣に関する協定を民間事業者と締結する。 費用等基本的な内容を定めた協定を締結し、実際に派遣を行う場合は、改めて委託契約を民間事業者と締結する。介護サービス提供の前段階における、不衛生状態やいわゆるごみ屋敷状態など、高齢者の生活環境の改善や生活習慣の指導等の、介護保険サービスに含まれない支援内容にも対応することを明確にする。不適切な言動を繰り返す対象者等、場合によっては、 <u>ヘルパー2名体制も可能とする。</u>
サービス期間	<u>原則1か月～3か月の範囲内。</u> 延長の必要があると認めるときは、その都度ケア会議（モニタリング会議）に諮り、当該期間を延長する。
支援目標	本人との信頼関係の構築や、モニタリング等により、生活環境の改善等が図られたと判断された場合、介護保険法のサービスに移行する。
ヘルパー報酬	介護保険法に基づく「訪問介護」単位数に各種加算を加えた額を参考にして <u>ヘルパー1名1時間あたりの単価を増額</u>
利用者負担	派遣委託に要した費用ではなく、介護保険法に基づき算定されるヘルパー1名あたりの報酬に基づき、利用者の所得に応じて原則1～3割を利用者負担とする。なお、非課税世帯等の場合は減免。生活保護世帯の場合は免除。

## (3) ハラスメント等に関する弁護士相談

対象者本人や家族による不適切な言動（ハラスメントを含む）の繰り返し等がある場合に、委託ヘルパー等が安心してサービス提供を続けていけるよう、ハラスメント等に関する弁護士相談を新設する。

## (4) 保健福祉センター職員のスキルアップ等について

福祉緊急対応事業を含めた困難事例に対応するため、(仮称)保健福祉特別支援チームを設置し、バックアップ体制の強化を図る。(仮称)保健福祉特別支援チームは医師、弁護士、看護師、社会福祉士等の専門人材で組成し、保健福祉センターが開催するケア会議へ参画して助言を行うなどにより、困難事例の対応を行う。

保健福祉センター職員は(仮称)保健福祉特別支援チームのスーパーバイズや指導により、スキルアップを図り、困難事例への対応力を向上させる。職員がスキルアップすることで、保健福祉センター全体のレベルの底上げも図っていく。

## 4 スケジュール（予定）

令和6年 10月～ 民間事業者との調整等  
(仮称)保健福祉特別支援チームのメンバー調整  
7年 4月 福祉緊急対応等の支援の強化実施